

第54回 地方分権改革有識者会議
第148回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和5年6月15日（木）10：00～12：08

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、木野隆之議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、柴沼雄一郎総務省行政評価局評価監視官

議 題：

- （1）「地方分権改革有識者会議の開催について」の改正等について
- （2）令和5年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
- （3）効率的・効果的な計画行政の推進に向けて
- （4）今後の地方分権改革の在り方等の検討について
- （5）その他

1 冒頭、岡田内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（岡田大臣）皆様におかれては、日頃より地方分権改革の推進に大変御尽力を賜り、誠に感謝申し上げます。

昨年の提案募集で御議論を頂いた成果である第13次地方分権一括法について、比較的まれな参議院先議という形で御審議を頂いた。その結果、一昨日、衆議院本会議で可決、成立となった。また、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドについても、3月31日に閣議決定されたところであり、改めて厚く御礼を申し上げます。

この度、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の構成について交代があった。皆様方の御協力も得ながら、地方分権改革を着実に進めてまいりたい。

本年の提案募集では地方から230件の御提案を頂いた。重点募集テーマである連携・協働は17件、人材（担い手）の確保は28件である。地方からの御提案をいかに実現するか、

基本姿勢に立って、一つ一つ丁寧に対応し、最大限の実現を図ってまいりたい。

また、本日は、今後の地方分権改革の在り方等の検討についても御議論を頂く。平成5年の地方分権改革の推進に関する決議から30年、平成26年の提案募集方式の導入からも10年を迎え、一つの節目にある。これまでの地方分権改革の取組の検証と、今後の在り方を是非御検討願いたい。幅広く御意見を伺いながら、新たな地方分権改革の取組等について検討を行い、これを深めてまいりたい。

何とぞ活発な御議論をお願い申し上げます。

2 次に、議題（1）「地方分権改革有識者会議の開催について」の改正等について、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、新任者から挨拶があった。

（細田参事官） 資料1-1は、地方分権改革有識者会議を開催する根拠である大臣決定について、6月5日付けで一部改正したものである。今回、座長が会議の運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができるとする規定を設けさせていただいた。

次に資料1-2は、地方分権改革有識者会議の最新名簿である。

地方分権改革有識者会議の座長は内閣府特命担当大臣が指名することになっており、市川晃住友林業株式会社代表取締役会長に御就任いただいた。また、市川座長から座長代理として、高橋滋法政大学法学部教授を御指名いただいた。その他、新たに伊藤正次東京都立大学大学院法学政治学研究科教授、大橋真由美上智大学法学部教授、後藤玲子茨城大学人文社会科学部教授、沼尾波子東洋大学国際学部教授、村木美貴千葉大学大学院工学研究院教授、山下良則株式会社リコー代表取締役会長に本有識者会議に御参加いただく。

なお、これまで長きにわたり座長として御尽力いただいた神野直彦東京大学名誉教授、座長代理として御尽力いただいた小早川光郎公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所理事長・東京大学名誉教授は今回御退任されるが、顧問として今後も御協力いただく。

資料2-1は、提案募集検討専門部会を開催する根拠である座長決定に関するものであり、形式的な点について改正をしている。

資料2-2は、提案募集検討専門部会の最新名簿である。

本部会の部会長及び構成員は、本有識者会議の座長が指名することとなっており、大橋洋一学習院大学法科大学院教授を御指名いただいた。なお、同部会の新たな構成員として、石井夏生利中央大学国際情報学部教授、大橋真由美上智大学法学部教授を御指名いただいた。また、大橋部会長から部会長代理として、本有識者会議議員でもあり、同部会の構成員、さらには計画策定等に関するワーキンググループの座長として御尽力いただいた勢一智子西南学院大学法学部教授を御指名いただいた。

今後、皆様方から様々な御意見を頂戴しながら、地方分権改革の推進に向けて取り組んでまいりたい。どうぞよろしく御願い申し上げます。

(市川座長) 平成 27 年より本会議議員として地方分権改革の推進に係る議論に参加したが、この度、座長という重責を拝命し、身の引き締まる思いである。

地方分権改革がスタートし、30 年が経つが、少子化と高齢化が進む人口構造の中にあつて、地方の在り方もこれまで以上に多様になってくると思う。これからも時代に対応する地方分権改革を進めていく必要があるが、それは住民の生活と地域の力になるものでなければならないと思っている。

座長代理に高橋先生、専門部会長に大橋先生、部会長代理に勢一先生に御就任いただいた。加えて、これまで御一緒にさせていただいている経験豊富な議員の皆様とともに、識見ある新たな議員の皆様にご就任いただきましたことを感謝申し上げます。

至らぬところがあるが、皆様の御支援と御指導を頂きながら力を尽くしていきたい。どうかよろしくお願い申し上げます。

(村木議員) 専門は都市計画である。お役に立てるような意見が申し上げられると良いと思っている。よろしくお願い申し上げます。

(高橋議員) 神野先生の下で、9 年近く提案募集検討専門部会の部会長として務めを果たさせていただいた。この度、新たに市川座長の下で座長代理を務めさせていただく。しっかりと努めてまいりたい。

提案募集検討専門部会については、大橋部会長、勢一部会長代理が就任され、新しい方も加わっていただいた。自身も一員としてしっかり務めさせていただく。よろしくお願い申し上げます。

(大橋部会長) 今まで部会長として高橋先生を中心に積極的に取り組んでいただいた。自身もチームワークを重視して力を合わせて解決に向かっていきたいと思う。

個別案件についても一生懸命提案を実現するように努力したい。個別提案の解決を超えた横串を通す形で制度提案につながる視点を示すことも、これからの部会に要求された点だと思うので、そういった問題意識を持って個別の課題に取り組んでまいりたい。

引き続き、御協力・御尽力のほど、お願い申し上げます。

(勢一議員) これまで地方分権改革有識者会議議員、提案募集検討専門部会構成員として一生懸命勉強しながら務めてきた。この度、部会長代理を拝命し、改めて気の引き締まる思いである。

提案募集検討専門部会も 10 年となり、地方の皆様から頂いた提案をしっかり受け止めて議論をさせていただいている。その上で、今後、地方自治のあるべき姿を目指すために分権改革の在り方を一生懸命考えてまいりたい。

部会長をお支えしながら努めてまいりたい。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(伊藤議員) 行政学、都市行政論を専攻している。これまで提案募集検討専門部会構成員として、毎年の提案募集に対する審議に参加してきた。

地方分権改革に関して、現在、ポストコロナの経済社会における国と地方の関係の在り方が問われているが、本有識者会議は地域の現場の声を直接酌み取ることができるという利点があると思う。

地域の現場の声をいかして、より大きな文脈で課題に取り組んでまいりたい。よろしくお願い申し上げます。

(後藤議員) 専門は経済学をベースとした評価学で、より良い自治体経営を促す政策評価システムの在り方を研究テーマの一つとしている。その観点から、計画策定に関する財政措置の裏付けを持った誘導と、その結果としての政策バイアス等の研究をしてきた。

また、地方国立大学教員なので、地域の自治体の方々から現場の声を聞く機会などもあり、地方分権への思いを強く持っている。

初めて議員となるため、勉強させていただきながら地方分権改革の推進に、微力ながらしっかり貢献させていただければと思う。よろしくお願い申し上げます。

(沼尾議員) 財政学、地方財政論を専門としている。今回、初めてこの有識者会議に参画させていただく。よろしくお願い申し上げます。

ポストコロナ時代で、人口構造、社会経済構造はドラスティックに変革を遂げている。地方分権の決議から30年という大臣のお言葉を非常に感慨深く拝聴した。これからの時代に対応した国と地方の在り方、分権型社会の在り方を改めてこの場で考えていく。微力ながら参画させていただくことを楽しみにしている。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(山下議員) 4月に社長から会長になり、少しは時間があるだろうということで市川座長にお誘いを受け、先月加藤室長と細田参事官にこの話を伺った。

少々場違いかと思ったが、場違いな人ほど貢献できるかもしれない。経済同友会の副代表幹事をここ2年、地域共創委員会委員長を5年ほどやらせていただいているが、首長や地方の経済団体、経済同友会の話を知っていると、どうも東京で話していることと少々違うようなことも随分伺っている。角度は違うが、この会議はすごく意味のある会議なので参加させていただくことにした。

昨日までアジアに出張していたが、世界は日本とは違う動きをしている。そういう意味では変わった質問をすることもあるかと思うが、その辺りはお許しいただきたい。また、自身は地方出身者でもあるので、貢献できればと思う。

(石井構成員) 専門はプライバシーや個人情報保護法を中心とする情報法である。

地方公共団体の個人情報保護審議会や審査会の委員等を務めたり、マイナンバー法の制定に関わった経験をいかしつつ、この度の御依頼にできるだけ応えていきたいと考えている。よろしくお願い申し上げます。

(大橋議員) 地方分権改革有識者会議の一員として参加できること、大変光栄である。

一昨年の秋から計画策定等に関するワーキンググループに参加している。計画策定もかなり大きな成果が出ており、個人的にも大変良い勉強の機会となっている。

できる限りのことをしていきたい。どうぞよろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

3 次に、議題(2)「令和5年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について(地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等)」に関して、細田内閣府地方分権改革推進室参事官及び大橋部会長から説明が行われ、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(細田参事官) 資料3-1は、第13次地方分権一括法の概要である。おかげ様で先日13日、衆議院本会議において賛成多数により可決、成立した。心から御礼を申し上げますとともに、適切な施行に向けて万全を期してまいりたい。

資料3-2は、地方自治法及びマイナンバー法等の一部を改正する法律の概要である。

資料4は、地方からの提案募集に係るスケジュールである。今後、ヒアリングを経て関係府省と調整過程に入って、年末の方針の決定に向けて調整してまいりたい。

資料5は、令和5年の地方からの提案と検討区分別の状況である。提案総数は230件と昨年の291件に比べて減少している。この要因として、昨年、一昨年と重点募集テーマに設定した計画策定等に関する提案が今回は落ち着きを見せたことと、昨年までに比べて2週間ほど提案の募集時期を前倒しさせていただいたこと等が影響したと考えている。

重点事項については、昨年は計画策定関係の提案を基本的に全て重点事項として、各府省からのヒアリング対象とさせていただいたが、今回は例年ベースの数に戻させていただきたい。

資料6は、地方からの提案の特徴である。共同提案、新規の市区町村からの提案が減少しており、スケジュールの前倒しによる影響ではないかと考えている。また、今回の重点募集テーマである連携・協働に関する提案を17件、人材(担い手)確保に関する提案を28件頂いている。

資料7は、地方からの提案の状況である。例年どおり、医療・福祉の区分が最も多い。

資料8は、重点事項に関するメルクマール案である。

資料9は、重点事項としてリストアップした提案一覧である。

(大橋部会長) 本年の提案募集においては、地方公共団体の皆様からは大変お忙しいにも

かかわらず、230件を超える提案を頂いた。心より御礼申し上げる。

例年どおり、医療・福祉、子ども・子育てに関心が非常に高い。これ以外にも、幅広い分野の提案が寄せられている。地方の現場で解決が待たれている多くの課題があることを改めて認識した。

今春、関西の地方公共団体と意見を交換する機会があった。そこでもこの制度に対しての期待が非常に大きいことを肌身と感じた。国のレベルでシステムとして解決できることは、自治体が個別交渉するまでもなく道筋をつけるような支援をしたいと考えている。

重点募集テーマである連携・協働、人材（担い手）確保に関するものも積極的な対応を頂いた。連携・協働に関するものは7事項7件、人材（担い手）確保に関するものは10事項15件を重点事項案としている。地方が人材不足である現状にもかかわらず、法令はお構いなしに様々な要求をしている現実が見える。また、地方でこれまで重要な役割を果たしてきた担い手自体が、現在では持続可能性を失っている状態も伝わってきている。限界のある人材をいかに有効活用できるか、地方公共団体が柔軟にマネジメントできるか、を重点に置いて、解決に向かいたいと思う。

重点事項に関して、今後、どの事項を関係府省からヒアリングを行うか等、具体的な進め方については、部会長である私に御一任いただければ幸いである。

提案募集検討専門部会として、本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて努力をしていきたい。先述のとおり、個別事案の解決に全力を尽くすが、その底辺にあるより普遍的な問題、地方と国の在り方に関する問題を発見し、点から線、線から面へとつながるような提言機能も果たせるよう留意しながら進めてまいりたい。

（木野議員） 全国町村会から参加させていただいている。新体制となり、これからの議論の本格化に期待をしている。どうかよろしくお願い申し上げます。

提案数自体は減少しているが、内容的にはかなり深まってきている。早期相談の情報提供や地方分権改革の裾野の拡大という本質的な部分について理解が進んだ結果だと思う。

重点事項については、取扱いに異存はない。重点募集テーマである連携・協働や人材の確保に加えて、昨今話題のナビゲーション・ガイドを踏まえた計画策定等に対する見直しや子供を産み育てやすい社会の実現、まちづくりや土地・建物の有効活用、いずれも重要な課題である。提案が実現されることで、支障の解消にとどまらず、行政が信頼されるようなより良いサービスの提供につなげていただければと思っている。

町村会の立場として、計画策定等に対する見直しに関して、人員が少ないところでどう期待に応えていくか、地元は非常に苦吟しながら様々な対応をしている。その重要性を認めるがゆえの葛藤は非常に大きい。このナビゲーション・ガイド等で少し簡素化・効率化を目指していただくことで、限られた人材、実際の行政遂行への大幅な人員の投入が可能になってくると思っているので、しっかりと議論していただければうれしい。

重点事項以外の提案も大切なので、全般にわたって取り上げていただく機会があればう

れしい。これからの議論に期待をしてまいりたい。

(三木議員) 全国市長会の代表として参加させていただいている。

この度、様々な形での提言等を検討していただき感謝申し上げます。また、新しく市川座長、大橋部会長ということで、よろしくお願い申し上げます。

大橋部会長の御発言のとおり、本当に少子高齢化であり人材不足である。その人材不足をどうするかは、行政だけではなく民間との協力が大事である。今は注目されていないが民間レベルで良い制度がある。長野県の提案であるが、建設業の人材不足等について民間との連携という形で、各県も賛同しているので是非検討していただければと思う。

私ども須坂市が提案している、参考資料2の7ページ168番の保育士の確保について。国で「こども誰でも通園制度」が提唱されており、保育所の面積や保育士の不足が予想されるので、人材確保の面から保育士に限定せず様々な形の有資格者等を有効活用していただければと思っている。以前からお話ししている児童1人当たりの面積についても、この「こども誰でも通園制度」が始まると必ず不足するのでお願いしたい。

今回、特に子育てについて、こども家庭庁への要望が多いことは、子育てに対する国民の要望を受けて地方公共団体から上がっているのではないかと。これからは行政専門職員の自前主義でなく、民間のノウハウをより多く入れていくことが大事かと思っている。

もう一点、省庁での見直しは大変ありがたいが、見直しをした省庁に対して検証する仕組みを作っていただくことが、縦割りの弊害の除去にもつながると思う。

歳出改革は様々な事業についてこれから政府で行うであろうが、その歳出改革を行うために地方分権を行うことも大切なので、是非各省庁で対応いただければと思う。

最後に、このような形で資料を取りまとめていただき、事務局に感謝を申し上げます。

(後藤議員) 昨年度より提案が少々減ったとのことだが、参考資料を見て、多くの提案を頂いたことや丁寧に整理されていることに感動した。

資料7の提案区分について、例年どおり医療・福祉が一番多いとのことであった。この提案区分は、提案をしていただくときに分野があって、それを自治体を選んでいただくものと想像しているが、こども家庭庁もできたので、区分を少し見直すと経年変化が見えやすくなるのではないかと。先ほど検証の仕組みがあると良いとの御発言があったが、医療、子供の福祉に関する提案がどう変化したかを、数で把握しやすくなると思う。

今回の提案について、資料8のメルクマールでは、まさにこれまでの取組を加速・強化するもの等々が上がっており、異議はないが、昨日資料を頂き全て目を通して本日会議に挑むことが非常に難しかった。タイトなスケジュールの中で整理していると思うが、もう少し何とかしていただければと思う。

(加藤室長) 資料7の提案区分について、御指摘も踏まえ検討させていただきたい。必要

であれば、次回リバイスしたような形でお示しさせていただければと思う。

省庁区分について、こども家庭庁が非常に増えている。確かに医療・福祉といった子育てをここに入れると、少々見えにくいというところもある。その辺り分かりやすい示し方について工夫したいと思う。

成果検証や計画策定についても御指摘いただいたが、後ほど説明させていただく。

全体に資料が非常に分厚く、資料が届くのが遅いという御指摘を頂戴した。全体版だと調整してお示しすると遅れ気味になるので、議論の中心となるパーツは早くお渡しするといった工夫を考えたいと思う。行き届かない点があり、大変申し訳ない。

(山下議員) 後藤議員に全く同感であるが、加藤室長がおっしゃっている気持ちもすごく分かる。社内でも色々進めていると、資料が会議にギリギリになることがある。

資料を見ると、複数の自治体から同じような内容の提案が多いと実感したとともに、共同提案が増えてくることはすごく大事と感じた。なぜならば、地域の共創委員会で色々現場を回ると、広島と福山などは一緒に圏域として様々な活動が進んでいたりする。中央に提案するときは、それぞれでというルールがあるが、共同提案を認めていることは、相当先進的ですがすごく大事な活動だと思った。これから地域の連携を圏域で進めていくことが相当大事な取組になるので、自治体間連携をより後押しすることが必要と思った。

重点事項について、提案団体の数が多い提案は、複数自治体が同じようなことを言っている提案であり、皆様がおっしゃったように、教育や子育ての話が圧倒的に多い。こども家庭庁とデジタル庁の動きを加速しないと、地方で取組に軽重があると、システム化について国から手戻りが起こる地域が出るといった無駄が発生するかと感じた。

また、人材の確保として相当な課題が出ているが、民間の力を上手に使っていくべきである。地域の経済同友会でも人材の首都圏とのマッチングはすごく言われる。ただ、一つ一つ聞いていくと、人材不足といっても実は相当特定の人材が不足している一方、余剰な部分もあるので、もう1ランクきめ細かい提案の上の調査が必要と思う。民間企業の上手な活用が必須なのではないかと思った。

もう一点、夜間学校の提案である。リモートの徹底活用を行う時期だと思う。地域では、授業の効率より質を維持するための先生の配置等も厳しかったと思うが、上手なりモート活用と、GIGAスクールで一気に配ったPCコンテンツの充実で、相当地方は助かり、底上げができるのではと思う。この提案はすごく腹に落ちる内容が随分あり、勉強になった。

(勢一議員) 今年も多くの提案を頂き感謝する。自治体の現場ではコロナ対応をしながら地域経済の活動を大きく進めるという一番忙しいタイミングでこれだけ頑張っていたのは、本当に心強く感じている。

提案を拝見すると、既に御指摘が多数あったが、地域課題が反映されていることが見て取れる。医療・福祉、子ども・子育て等、支えるための喫緊の課題がこれだけあるのだと

思い受け止めている。地方公共団体が住民に向き合い、各地域の実情に応じて柔軟かつ細やかに対応できるため、どのような制度が必要なのかが問われていると考える。

課題要因も幾つか見られる。特に人材不足について、人口減少で厳しいが、それでも地域には固有の人材がいるので、各地域で工夫して適切に活用するためにどのような制度が必要かを考えていくべきと改めて思った。山下議員から民間人材の活用の御提案もあり、そのためには制度の柔軟性は非常に大事である。

全体として、共同提案が減少したが、都道府県内の多数の市町村による共同提案や異なる都道府県の複数の市町村による共同提案といった例も出てきている。まさに地域課題の解決に向けた連携・協働を表す取組が始まっていると感じる。

個別提案の解決が部会での議論の第一目標であるが、部会長の御発言のとおり、提案の議論の中で共通する課題要因を法制度として解消していくことは非常に重要であると考えている。地方からのボトムアップの分権改革である提案募集方式の強みをいかせるよう、改めてしっかり努めてまいりたい。

(三木議員) 参考資料2の5ページに、長野県の提案が169、170、171番とある。特定地域づくり事業協同組合制度を使うと、各市町村を越えての人材確保ができる。

169番について、地方でも建設業に携わる方が非常に少なく、災害といった際に困ることがある。この制度の活用で、市町村を越えて人材確保をできるようになる。

170番について、組合員以外も雇用できるようになるので、人材確保や地域創生の面からも、様々な面で有効活用ができると思う。

埼玉県、兵庫県、島根県、山口県、宮崎県も共同提案となっており、それだけ市町村の切実な願いを県も受け止めていると感じるので、是非特定地域づくり事業協同組合制度について御検討いただければと思う。

(大橋部会長) こういった人材確保の仕組みがあり、御発言のとおり様々な制約があり御苦労されている。是非努力したいと思う。

他方で、安全性に関しての法律制度に関わり、かなりガードが堅い仕組みでもあるので、そういった点を重視しながら、実情を丁寧に拾って、折衝を重ねていきたい。

(三木議員) 長野県では小谷村や生坂村といった小規模町村で活用しているので、検討をよろしくお願い申し上げます。

(加藤室長) 今の特定地域づくり事業協同組合の提案の件について補足させていただく。この3つの提案について、資料9の26ページの16番に載せている。丁寧に所管府省等を含めて議論する必要があるとして、まとめた形で重点事項として挙げさせていただいた。抜粋してまとめた形にしているので、併せて御覧いただければと思う。

(市川座長) それでは、皆様の意見を拝聴した上で、重点事項について、本件で進めさせていただくということによろしいか。特に御異存がなければ、重点事項について案のとおり、本日の議論を踏まえ、提案募集検討専門部会で今後の検討を進めていただく。

また、今後の具体的な検討の進め方については、大橋部会長に御一任することとさせていただきますと思うがよろしいか。

(首肯する議員あり)

それでは、御一任いただいたので、本年の重点事項に関しては、大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において、具体的な検討を進めていただきたいと思います。

4 次に、議題(3)「効率的・効果的な計画行政の推進に向けて」に関して、木村内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた。概要は以下のとおり。

(木村参事官) 資料10は、計画策定等の見直しに関して、本年2月の会議以降の経過にかかる報告である。2月の会議において、計画策定等に関するワーキンググループで取りまとめたいただいた「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(案)」と報告書

「効率的・効果的な計画行政に向けて(案)」について御審議の上、決定いただいた。このナビゲーション・ガイド案は、その後政府部内での調整を行い、3月31日の地方分権改革推進本部での決定及び閣議決定をさせていただいた。

資料11の閣議決定の本文では、政府は骨太の方針2022及び同ガイドに沿って制度の検討・見直しを進めていくものとする、としている。

ナビゲーション・ガイドに関連する対応として、環境省の取組を御紹介する。参考資料4のとおり、環境省では、閣議決定前に、主体的に一体的策定が可能である計画を一覧にして明確化する取組をいただいている。

次に、内閣府地方分権改革推進室の取組であるが、閣議決定と同時に各府省へ適切な対応を依頼するとともに、各府省所管の法定計画について、計画期間の設定の状況、他の計画と一体的策定は可能か、あるいは個別の策定が望ましいかを全ての計画で検討していただいた結果、計画の策定に関する法律の条項を一覧表の年次更新してもらうといった調査を行っており、現在取りまとめ作業中である。

今後の予定であるが、各府省への調査結果を同ワーキンググループに報告し、必要な分析・評価を行い、御審議いただき、その結果を本有識者会議にお諮りしたい。

(市川座長) 計画策定等については、勢一議員に座長を務めていただいている計画策定等

に関するワーキンググループにおいて、効率的・効果的な計画行政の推進に向けて、引き続き検討を深めていただきたい。大変な作業だが、よろしく願い申し上げる。

- 5 次に、議題（４）「今後の地方分権改革の在り方等の検討について」に関して、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（細田参事官） 資料 12 は地方分権改革のこれまでの経緯である。

平成 5 年の衆参両院での地方分権の推進に関する決議を機に、第 1 次地方分権改革が行われた。平成 7 年の地方分権推進法の成立を受け、地方分権推進委員会からの 5 次にわたる勧告を経て、機関委任事務の廃止と事務の再構成、国による関与の法定化等、新しいルールの創設、個別法の改正による権限移譲、条例による事務処理特例制度の創設などを盛り込んだ地方分権一括法が平成 11 年に成立した。

平成 13 年に発足した地方分権改革推進会議における議論等を踏まえて、平成 19 年に至るまで行われた三位一体の改革により、国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革が行われた。

平成 18 年の地方分権改革推進法の成立を受け、地方分権改革推進委員会において、引き続き集中的な取組が行われ、累次の勧告や法改正により、義務付け・枠付けの見直しといった地方に対する規制緩和、事務権限の移譲が行われるとともに、国と地方の協議の場に関する法律の成立により、協議の場が設けられた。

平成 25 年から現在の姿となるが、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部及び本地方分権改革有識者会議が発足し、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが行われてきた。平成 26 年 6 月には、地方分権改革の総括と展望について取りまとめたいただき、地方の発意に根差した息の長い取組として、提案募集検討専門部会を設け、提案募集方式により課題解決に取り組んできた。

令和 2 年 2 月に地方分権改革の今後の方向性について御提言いただき、以降、毎年重点募集テーマを設定しながら提案募集を行っている。令和 3、4 年には、計画策定等を重点募集テーマとして設定し、計画策定等に関するワーキンググループを設けて計画策定等の見直しについて取り組んでいる。これまでの主な経緯は以上である。

事務局としては、提案募集方式について、住民自治も含め、地方発の息の長い取組として継続しつつ、個別案件の対応にとどまらず広がりのある横断的な検討を行うべきといった国会審議における御指摘も踏まえた改善を図っていければと考えている。

また、新型コロナウイルス感染症やデジタルをはじめとした社会経済情勢の変化を踏まえて、国と地方の適切な役割分担等といった課題は、地方制度調査会の議論との住み分けを図りつつ、先生方の御意見も賜りながら、本有識者会議で議論してまいりたい。

(勢一議員) 提案募集方式の特徴を改めて実感し、ボトムアップの分権改革を近年進めていることを改めて確認することができた。

提案の中で、現場の実態をつぶさに見ることができるので、そこから点から面や横断的な検討で分権標準型の地方制度を考えていく過程に、今まさにあると思う。

ここ何年間か、提案を拝見していると、地方行政課題の高度化や社会経済活動の広域化といったもの、他方で、人口減少による資源制約による人材不足、知見や経験が十分蓄積されないという悩みもある。その中で、都道府県と市町村、さらには国と地方が連携協働し融合的に取り組むようなことが望ましい例も増えている。

国と地方が適切な役割分担を考えていく中で、単純に地方の現場に委ねるだけでなく、内容によっては市町村から都道府県、地方から国へといった権限の再考も検討として必要ではないかとの御意見を本有識者会議でも何度か耳にした記憶がある。どのようなスタイルが望ましいかを検討する岐路にあるのではないかと感じている。

他方で、最近規制改革等の動きの中で、地域固有のルールがデジタル化等の流れを妨げているといった指摘も聞かれる。あたかも地方が固有のルールを決めることが望ましくないようなイメージを持たれてしまい、分権標準の制度を考える上で、それ自体が思考の妨げになる懸念を感じている。全国で統一的な仕組みや標準化によって、共通化していくのは支障がないと思うが、地域の実情を踏まえた政策判断やその政策を進めるための仕組みやルール作りについては、やはり地方自治を尊重することが必要だと思う。

国の制度が変わり、制度の運用の方法、手法が変わっていく中で、全体のバランスをどう取っていくかは、役割分担も含めて整理をしながら慎重に考えていくことが必要ではないかと感じている。

(木野議員) 今後の地方分権改革をどういう形でやっていくのかは、非常に議論があるところだと思う。これまでの経緯を見ると、地方の声を大切にしながら、その大多数をどう実現していくのかに尽きると思っており、これからも期待する部分は非常に多い。

資料12の12ページ、農業・農地分野の成果について、地方側が今まで自身のまちづくりとの絡みで何とかしてほしいという悲痛な思いを制度的に実現していただけたものと大変感謝をしている。ただ、この資料にはないが、農地の扱い、農地転用について気になる部分があるので、発言させていただく。

6月2日に、政府における食料安定供給・農林水産業基盤強化対策本部で食料、農業、農村政策の新たな展開方向が決定され、その中で、農地の確保に関連して農用地区域の変更に関する国の関与の強化や農地に係る転用規制の強化という内容が記述されている。

国内の農業の生産力を上げて、食料自給率を向上することについて、議論を待つまでもなく重要と認識しているが、この文章の書きぶりは、今までの分権改革の理念や改革の流れからすると疑問を持たざるを得ないものである。

他方で、農地の規制の取扱い如何というのは、御案内のとおり、特に小規模自治体での

まちづくり・地域づくりと大いに絡んでくる。規制強化の内容如何によっては、まちづくりがなかなか地元の思うとおりにできなくなる可能性がある。どこで大きな整合性を取っていくのか議論をもっとすべきだと思っている。

将来、どのようになるのかを注目はしていきたい。地方分権改革有識者会議でも折り触れて議論に挙げていただくと嬉しい。

(伊藤議員) これまで提案募集検討専門部会の構成員として提案募集方式に基づく改革に関わってきた者として、今後の取組の方向性について個人的な意見を述べる。

これまで提案募集方式は、個々の自治体からの提案を丁寧に受け止めて、支障事例の解決手法として大変大きな成果を上げてきたと考えている。

他方で、毎年審議に関わり、その成果が住民に伝わっているか気になる点であり、地方分権改革を進めているものの、そうした実感が住民に還元されているのかやや疑問である。

今後、取組の方向性として、住民が成果を実感できるような改革の手法を模索すべきではないかと思う。事務局から御説明があったとおり、住民と自治体行政、国と地方の関係に関する制度的な側面については、地方制度調査会で議論されているが、本有識者会議は制度の議論だけではなく、より自由度の高い現場目線での議論もできる場と理解している。

まだ具体的なイメージが描ききれていないが、例えば提案募集方式は当然続けつつも、住民発の提案や問題意識を受け止める方式、提案募集方式とは異なる住民と自治体行政間で発生する様々な課題を直接受け止めるような方策を模索できないかと考えている。

(三木議員) 今まで国と自治体との関係はどうしても意思疎通が十分でなかったが、このような形で自治体から提案ができることは、まさに地方分権の名にふさわしい会議だと思っている。国と地方の意見交換自体が一体化につながるので、それぞれの立場を踏まえながら、より地域、国のために何をすべきかを考えられるいい機会だと感じている。

市川座長をはじめ、民間の方に今までも入っていただいているが、産業界と行政、官、学者・先生方、産学官で意見交換をすることが非常に大切と改めて感じた。

また、木野議員から農地の関係について御発言があったが、地方では、農地があっても遊休農地となっており、有効活用できないことに困っている。農地を農業や産業へ活性化させる具体策が、これからの食料自給率も含めて大切と思っている。

そして、御発言があった成果が十分に伝わっていないことは、私も反省しなければいけない。分権室から資料を提示していただき、私どもの広報に載せるようなことができれば、住民も国のこういった分権に参画できるのだと感じられると思った。私どもは住民の意見を聴いて提案しているが、そういったことも踏まえて広報していく必要があると感じた。非常に重要な会議であるので、市民に理解してもらえぬ努力をしてまいりたいと思う。

(後藤議員) 分権改革 30 年、提案募集 10 年が経過しているところで、点から面に展開し

ていきたいということであるが、現在の提案募集方式の意義は非常に大きいので、今後も続けてほしいと思う。

今、関わらせていただいている内閣府の他の仕事との関係で言うと、国の事業の PDCA や EBPM の重視が言われている中、国による補助金によって地域活性化を促すという場合、技術的な難しさがあると感じている。地域活性化の目標は、地域によって異なるため、その異なる指標をどう比較評価するかが非常に難しい。

成果指標の地域間比較の困難さを考慮すると、地方分権の議論の中で、様々な事情から難しいと言われている税財政を含めた国と地方の役割分担の在り方についても、今一度大きな課題として取り上げる必要があると思う。

(大橋議員) 3点ほどコメントをさせていただく。

1点目は、地方分権改革の動きが、節目を迎えようとしているのではないかと感じる。この節目の中でどういった方向を追求していくべきか、今後この会議で検討を深めることにはなると思う。横串で個別的な提案を検討していく方向性は、計画策定等に関するワーキンググループでの検討が始まった辺りから、より明確化してきている。同ワーキンググループでの成果等も踏まえつつ、どのように進めていくのか考えていければと思う。

2点目は、成果を住民へ還元していくということだが、昨年から感じていたが、最終的に住民が求めているものにつながるのか。より広く一般市民という意味では、規制の枠組みといった自治体の行動様式が変わり、民間企業にも大きな影響を及ぼす時に、民間企業の意見等はどれだけ反映されるのだろうか。どれぐらい影響が出るかを検討できるのか。いろいろと感じるところがあった。今後、問題意識を持って検討していきたいと思う。

3点目は、国・地方関係である。地方制度調査会でも並行でいろいろと検討が進んでいるが、デジタル化の動き等もあり、一種集権化のような話もある。個人的には国がすべき制度整備がある一方で、勢一議員も指摘されていたが、地方自治の観点から地方に委ねられるべき点は当然あり、コロナ対応や緊迫する国際情勢対応といったその時々短視的な視点に惑わされない、本質を見た長期的な視点から、考えていく必要があると思っている。

農地転用の話もあったが、現在、各省庁の個別の領域でいろいろな動きが出ているので、この会議では、高所大所からの分野横断的な検討が行われるものと思われる一方で、各省庁で展開している個別の動きも留意しながら、国・地方関係について検討していく必要もあるかと考えている。

(高橋議員) 今までの先生方の御発言を踏まえ、感想めいたことを申し上げる。

冒頭、市川座長がおっしゃったように、第1次分権改革の動きが始まってから約30年となり、私もこれまで一員として関与させていただいた。そして、30年経って社会情勢が大きく変わり、地方制度調査会でも国と地方の役割分担の議論がされている。伊藤議員もおっしゃったが、地方制度調査会は制度化を対象としているのに対し、地方分権改革有識

者会議としては、それにとらわれずに幅広い視点から自由度の高い議論ができる。更に言うと、地方の実情を踏まえて吸い上げて、ボトムアップ型の再定義を問題提起していく場として、大きな役割を担っているのではないかと思う。

10年前の本有識者会議の発足時に、総括と展望、更に中間で提案募集の再まとめがあった。この10年の変化を踏まえて、30年前に立ち返って、国・地方の役割をどのように考えるべきか等、新しい視点を見出す意味があるのではないか。例えば、これまで、規制改革、デジタル化に取り組んできたが、新しい情勢変化を踏まえた基盤整備について、分権を踏まえた視点で考え総括の中で引き出していくことも重要である。少々時間を取っていただき議論していただくことに意味があると思う。

また、提案募集方式についても引き続き重要な課題であると皆様におっしゃっていただき、私も担ってきた一員として全く同感である。

他方で、横展開という話がある。提案募集は地方の実情、支障を踏まえて各省を説得するため、提案から拾い上げた横の視点を展開するにしても、その視点から地方の実情を吸い上げるといふ仕組みを考えていく必要があり、これは単年度では難しい。大橋議員もおっしゃたように、計画の場合は随分時間をかけて、地方の実情も踏まえつつ全体の閣議決定に持って行っていただいた過程がある。複数年度、横展開する上でも地方の支障を吸い上げながら、それに基づいて各省に改革をお願い形の仕組みをこの会議の中に作っていく必要があるのではないか。新しい組織体の議論の中で、当面のテーマを吸い上げていくという観点から、時間を取って御議論いただく意味があるのではないかと考える。

(谷口議員) 今年も多くの提案を出していただいた自治体、諸団体の皆様、それを進めていただいた事務局の皆様、そして検討・推進されていく担当部会の先生方に深く感謝する。

今後の地方分権改革の展望の目指すべき方向について、特に感銘を受けた。先生方の御指摘のとおり、人手不足や効率化を目指す中で、システム化は、覆せない流れである。昨今、マイナンバーカードの問題等が指摘されているが、最初から完璧なシステムやマネジメントを実現することは難しいので、トライアンドエラーの部分があると思う。

このような改善も踏まえながら、山下議員からの例示のとおり、例えば様々な地域において教育や手続をオンライン化していくことは有効と考える。自治体がそれぞれシステム化をするのは効率が良くないかもしれないが、国や各省庁が共通の基盤やシステムを作ることによって、直接ユーザーがそこにアクセスするような形になれば、自治体の仕事が軽減される部分もあるかと思う。こうしたシステム化・デジタル化は、全ての問題を解決するわけではないとしても、活用の方向性を考えることはやめず前向きに取り組む必要があるということを勉強させていただいた。

もう一点、地方の実情に合わせて様々な規制緩和を行っていく場合に、提案募集の中でも繰り返し御指摘があったが、特に人のサービスを公的に維持するときに必要な専門人材の不足が問題になっている。保育、医療関係、介護、様々な技術者の問題など、人間の安

全性に関わる資格は、資格要件等を緩和したり、様々な柔軟な人材の在り方を考えると、事故などがあった場合に、専門家ではなかったからではとか、十分なルール作りをやったのかとか、そういった問題点が指摘されやすい。自治体で、そういった枠組みやルール、人材の在り方を柔軟化する裁量が移るということは、ある種の責任も移る。各省庁が決めた枠組みでやってくれないと安全が保たれないので問題があるという国のロジックに対して、これは自治体で、と言うのであれば、自治体には、今度はそういった人材に関する責任も移ってくると思う。

各自治体がそれぞれ責任を負うのは重たい可能性もあるので、提案された自治体が複数にわたるならば、そういった枠組みについて知恵を出し連携する、都道府県をハブとして基礎自治体が知恵を共有していく、あるいは基礎自治体から提案していくなど協働してほしい。

また、伊藤議員の提案があったが、多主体の提案ということも考えると、地域の問題解決に住民が参画する提案があっても良いのではないかと。自治体、国の負担をお互いが軽減できるような形で、国と地方のそれぞれの最適化が図られるような方向性が重要であると、改めて勉強させていただいた。

(沼尾議員) 先生方の御発言は全くそのとおりのと思うが、日頃、自治体の地域の現場に入っていて、それぞれ縦割りに様々な指示が下りてきていると感じる。そこで横串でコミュニティーのことを考えて、農福連携や多様な担い手の居場所づくりといったことを考えると、各部署は今ある制度からどうすればいいのだろうと思う。そこでどういった提案を出し、どのように規制を緩めれば、実現できるのかを考えるプロセス、つまり、何となくビジョンやイメージはあるが、そこにたどり着くのにどういった制度改革が必要なのかというプロセス作りの伴走支援ができないだろうか。

自治体や地域が、主体的に地域のことを考える中で、提案募集制度といった運営していくための国としての関わり方や自治体が責任を持つということも含めて、制度を検討できないかと思った。

(大橋部会長) 提案を受けていると、山下議員がおっしゃったように、結局は根っこには同じような問題があることに気が付く。なるべく制度改革につなげたいという思いがある。

そういった視点で特に大事だと思っているのは、今までは市町村や県庁の職員から見て、国の制度は出来が悪いという見方をしていたが、市民の視点に移し替えて提案の問い直しをすると、説得力が出てくるのではないかという問題意識を持っている。つまり、支援を必要とする市民がいて、市町村や県庁がどれだけ寄り添っているか、そういった提案が出てきたときに、それを解決するために現場で縦割りを排して総合力を発揮するためには何が必要なのか、そのようなお手伝いをしたい。

そういった観点からすると、今回出ている子ども・子育て支援は、そのリーディングケ

一スになるのではないか。同様に障害者、被災者、中山間地の方へ手を施していくような一連の課題型が見えてくる。そのようなことが大事である。

今、持続可能な地域システムを作らないともたないということが出ていて、人材、土地・建物、インフラ、金銭といった限られたリソースを地域がいかにかにマネジメントするか、そうした現場を支援する。大事なのは、そのときに行政だけで固定的に考えないで、民との協働も考えてマネジメントする場を作っていくというのが2つ目である。

最後に、地域の構想がまず大事なのであり、地域が手段を選択する権利がある。各地域は違うので、前提条件が違うところで主体的な取組ができるようにするという観点から、やはり現行の法律の根っこにある全国一律基準主義に対しては徹底的に戦っていくことが大事である。この委員会でも出ている従うべき基準の問題や計画・ガイドラインの問題も同様であり、また、条例をどれだけ活用できるのかというのも、このような問題に収斂^{れん}してくると思う。個別課題を扱いながら、一般ルールへの展望が見えるものについては、積極的にこの場へ提案させていただき、計画と同じような形でワンランク上げての展開を是非進めていければという感想を持っている。

(市川座長) 皆様から多岐な御意見、提案募集方式そのものの意義をどのようにバージョンアップしながら更に進化させていくか、次の地方と国との関係、民間との関わりを含めた広い議論をしていくべきといった、一言ではまとめきれない御意見を頂いた。そのような御意見も踏まえて、今後のスケジュールも含め、事務局で進め方等を引き続き検討させていただき、次回以降の審議につなげさせていただきたいと思う。

6 次に、議題(5)「その他」に関して、細田内閣府地方分権改革推進室参事官及び柴沼総務省行政評価局評価監視官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(細田参事官) 資料13は、平成26年から令和4年の対応方針の過去の対応のフォローアップの状況である。

1番「マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール貼付対応の実施」、5番「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画策定の義務付けの廃止」、19番「障害支援区分認定調査のオンライン化」の3点について、対応方針上、令和4年中、または令和4年度中に結論を得るということになっていたが、検討期限を過ぎている。引き続き、適切にフォローアップの上、随時状況を本有識者会議に御報告する。

資料14は、提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況についての調査結果をまとめたものである。72ページの調査項目①②④については、各地方公共団体における認知度と活用状況がいずれも7～8割と高い水準となっている。

調査項目③については認知度が約5割、活用状況が約1割と、他項目と比較すると低い水準にとどまっていることが把握できた。

73 から 74 ページに記載しているとおおり、今回の調査が今後の制度活用のきっかけとなった団体が一定数存在することも把握できた。

75 ページ以降は調査項目ごとに制度を活用している場合は、その効果について、活用していない場合は、その理由について回答をまとめている。この調査結果を関係府省に情報提供することにより、政策立案の一助として活用していただきたいと考えている。

また、地方公共団体に対して調査結果を提供しつつ、引き続き情報発信や研修等を通じて、提案募集方式により改正された制度の周知と活用の促進を図っていきたい。

活用状況が低調である調査項目③については、総務省行政評価局において連携調査を実施させていただいたので、総務省行政評価局から御説明を頂く。

(総務省行政評価局) 資料 15 のとおり、老人福祉法第 11 条に基づく事務における情報連携の活用状況について、調査対象として活用していると回答のあった 13 市町村、未活用と回答のあった 13 市町村等、27 市町村を調査対象とした。

老人福祉法第 11 条は、生活に困窮していて住まいがない等事情があるお年寄りについて、市区町村が審査の上、措置によって養護老人ホームに入居させるというものである。御本人と扶養義務者の収入に応じて費用徴収額を市区町村が決定するので、課税証明書の提出を求めているが、この平成 29 年提案の措置により、地方税関係情報がマイナンバー制度の情報連携の対象に追加されて、課税証明書の添付が不要になった。

調査対象 27 市町村の入所措置人数のうち、情報連携、情報提供ネットワークシステムを用いて地方公共団体間、市区町村間でのマイナンバーを含む情報の照会・提供を行う対象となる者は、この入所措置を実施する市町村以外の市町村に居住実績がある、居住している場合に限定される。

そこで、特に被措置者の多かった 6 市町村について状況を見てみると、情報連携の対象者は、被措置者本人については 1 市のみ 9 人、扶養義務者については 3 市で年間 0～2 人で計 5 人という、非常に少ない状況であった。

調査対象 27 市町村のうち、実際に活用実績があった市町村は 6 市町村であった。先述のとおり、活用していると 13 市町村から回答があったが、内容を誤認していたケースが多かったことから実際にはこのような数となっている。

先述のとおり、情報連携の活用の対象者が非常に少なく、活用機会は限定的であることが未活用の主な理由として挙げられる。また、この老人福祉法 11 条の措置については、そもそも扶養義務者がいるケース自体が非常に少ない。また、生活保護と一体的に相談を行う自治体もあり、生活保護の方で必要な課税情報を既に入手しているケースもある。

業務コスト上の課題として、「措置に当たって、課税情報だけではなくその他の収入に係る情報も入手する必要がある、事務の大幅な効率化を見込めない」や「情報連携に必要

な対象者のマイナンバー情報の取得といった新たな業務コストもある」という声もあった。

また、「福祉システムと情報連携が可能な環境は既に構築されていて、利用権限を付与すれば、システム上の条件はクリアできる」と回答した市町村が多くあったが、中には「既存の業務システムの改修が必要」という市町村もあった。

(市川座長) 提案募集のフォローアップについては、引き続きしっかり対応いただきたい。実施状況については、その都度状況を見ながら改善することがあれば、議論していくべきだと思うので、このフォローアップ業務は大変だが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(山下議員) 先ほどの評価局の御説明はよく分かった。実態として、対象が少なかったということだが、この変更でメリットを得た住民が、もっと情報を共有する方向にいかないといけない。本有識者会議も、せっかく決めたのに使ってくれていないではないかと思う。すごく役に立ったということをもっと PR すべきと少々感じた。

7 最後に、田和内閣府事務次官から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(田和事務次官) 本日は、多岐にわたる議題について活発な御議論いただき感謝を申し上げます。

内閣府としては、令和5年のこの提案募集について各制度を所管する関係府省、提案団体等との調整を進め、年末の対応方針の決定に向けて、頂いた提案の最大限の実現を図っていきたい。特に本日決定いただいた重点事項については、今後、提案募集検討専門部会において重点的に御審議いただき、実現を目指したい。

また、計画策定等についても計画策定等に関するワーキンググループにおいて、引き続き御議論いただきながら、閣議決定したナビゲーション・ガイドを着実に運用して、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政の実現を進めていきたい。

さらに今後、地方分権改革の在り方についても、本日頂いた御意見を踏まえて引き続き検討を深めてまいりたい。

1点、本日御議論いただいた中で、地方の事務手続をどうしていくかは、DX、行財政改革の動きと非常に関連してくるのではないかと考えている。

今、デジタル庁は今後3年5年を見据えて国の基盤をどのようにデジタル化、システム化していくかを並行して考えているが、地方の声を吸い上げて考えていかないと、その声がしっかりとそのシステムにいきていかない。今後、こういう仕組みができれば地方の事務は決定的に効率化する、ということであれば、そこを共に考えていかななくてはならない。デジタル庁や総務省と、特にDXの動きについて連携していく必要性が非常に重要と感じた。この辺りは事務局においても、どのように連携していくかよく考えてほしい。

これから、特に提案募集検討専門部会、計画策定等に関するワーキンググループの皆様

には、相当御苦勞をおかけするが、引き続き御尽力を賜りたい。
本日は誠に感謝申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)